HP制作で失敗しないための景品表示法

目次

- 目的とゴール
- 景品表示法の概要
- よくある違反事例
- 違反しないためのポイント
- 施術所（治療院）の広告で書いて良い内容
- 治療院＝医業類似行為について
- 治療院の広告において使えない文字の具体例
- まとめ
- 参考資料

目的とゴール

■目的
景品表示法の目的や内容、過去事例を把握することで、HP作成の際に注意すべき点がわかるようになる。

■ゴール
1）先生に自信をもって答えることができる
2）クドケンで回答を統一できる

景品表示法の概要

正式名称:

不当景品類及び不当表示防止法

企業が商品やサービスの販売にあたって「消費者を誤認させるような不当な広告をすること」と「消費者の判断を誤らせるような過大な景品の提供をすること」を禁止する法律です。

販売するサービス・商品について消費者が正確に情報を伝達できるようにすることが目的の法律です。

よくある違反事例

1）**優良誤認（過去事例と同様な案件は特に）**

2）出身校・経歴

3）技能及び施術、治療やサービスの方法や内容

4）**法以外の医業類似行為**

5）打ち消し表示

違反すると

・いきなり処置ではなく注意指摘

・自治体から注意が入る　※地域で対応に差がある

・HP削除などの措置命令

・罰金の可能性あり

優良誤認の事例①

平成26年7月4日	診療に係る役務 ウェブサイト	「150もの慢性疾患を治療する治療法です。」、「そしてこの治療は対症治療ではなく、原因除去による治療であるため、的確な治療法がなくて長年困られていた方にとっては、特効的作用に驚かれます。」等と記載することにより、あたかも、対象役務の提供を受けることで、顎関節症、睡眠時無呼吸症候群、腰痛、椎間板ヘルニア、坐骨神経痛等の特定の疾患又は症状が治癒又は改善するかのように示す表示 （後記67頁参照）	本法第７条（第４条）第２項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	第７条（第４条）第２項、第５条（第４条第１項）第１号（優良誤認）	http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140704premiums_1.pdf

優良誤認の事例②

2違反事実の概要

対象役務	頭蓋骨矯正による小顔効果を謳うサービス
表示媒体	プラチナフェイス静岡御幸町店のウェブサイト （掲載期間：平成27年4月頃～平成30年2月16日）
表示内容	ご存知でしたか？頭蓋骨って動くんです！ 骨を直接動かしますので、小顔効果も持続性も段違いです。 他店にはない「骨が動く」感覚を、ぜひ実感してみてください。 （一部抜粋。表示内容の詳細は別紙のとおり） 別紙（PDF：58KB）
実際	県が、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社は資料を提出したが、当該資料は、合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。 このことから、当該表示は景品表示法第5条第1号に規定する不当表示(優良誤認表示)に該当する。 優良誤認表示とは 商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものよりも著しく優良であると消費者に誤認される表示

優良誤認の事例③

ア 表示の概要

（ア）表示媒体

同社が運営する公式ウェブサイト

（イ）表示期間

別表1から別表2のとおり

（ウ）表示内容



a 本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、遅くとも平成30年11月1日から令和元年10月24日までの間、「全国の患者様から選ばれてNo.1お客様『評価』★★★★★」、「全国の接骨院でMJG接骨院は三冠達成！」、「第1位痛みが辛い患者様が選ぶ全国の接骨院技術部門」、「第1位安心安全な骨盤矯正全国の患者様が選ぶ骨盤矯正」、「第1位むち打ち治療に強い接骨院全国の医師が選ぶむち打ち治療」等と表示するなど、あたかも、本件役務について顧客や医師からの評価が非常に高いものであるかのように表示していたこと。

実際には前記の表示は、平成30年10月に、同社が調査会社に委託しインターネット上で収集した同社を含む整骨院10者に関するイメージ調査の結果であり、無作為抽出方法で相当数のサンプルを選定し、作為が生じないように考慮して行うなど、統計的に客観性が十分に確保されているとはいえないものであった。また、当該調査は、腰痛等の痛みが辛い患者を対象とする調査や、医師資格を保有するか否かの確認をしたうえでの調査ではなかった。さらに、10者のうち同社を除く9者の中には、同社の関連の者が2者含まれている。

b 本件役務のうち「やせプログラム」と称する役務（以下「やせプログラム」という。）を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば、遅くとも平成30年11月1日から令和元年10月24日までの間、あたかも、「やせプログラム」を受けるだけで食事指導等も必要とせず容易に体脂肪の減少と身体の全体的な引締め効果が得られるかのように表示をしていたこと。

埼玉県が「やせプログラム」の内容について、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料の提出がされた。しかし、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められなかった。

優良誤認の事例③

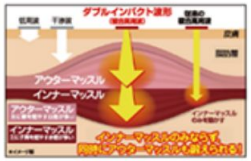
複合高周波EMSとは

「やせプログラム」とは？

「やせプログラム」では、「複合高周波EMS」を用いて、鍛えにくい身体の奥の筋肉「インナーマッスル」をはじめとする全身の筋肉を、楽に、しっかりとトレーニングします。

腹筋6000回の効果？特許取得の複合高周波「ダブルインパクト波形」

「ダブルインパクト波形」は、従来の複合高周波をさらに進化させた緻異の波形です。
EMS初の50万ヘルツという高周波で、より深くまで通電。「インナーマッスル」をしっかり鍛えるとともに、アウターマッスルにも同時に強く働きかけ両方をトレーニングできます。



ポイント1 15cm以上の深さまで動かすことが出来る!

ポイント2 筋収縮運動が1秒間に5回!1分で300回!

数字に見る、楽トレ後のサイズダウンの変化

モニターの3名の方は、いずれもヘソまわりのサイズダウンが顕著でした。30代女性はヘソ上が-4.8cm、60代女性はヘソの位置が-5.9cm、ヘソ下が-4.6cm、50代男性はヘソ上が-5.2cmと、大幅にサイズダウンしています。また、体脂肪面積の減少も大きな成果が出ており、特に60代女性の変化の大きさは著しいものとなりました。

※複合高周波EMSの「楽トレ」で筋肉量を減らすことなく脂肪燃焼と筋肉自体の引き締めが行われた結果、体重の変化は少ないにもかかわらずバランスの良いサイズダウンと体脂肪量の減少という、健康的なシェイプアップに成功しました。

	(30代・女性)			(60代・女性)		
	START	30日後	差異	START	30日後	差異
身長cm	158.9	159.2	0.3	146.2	145.9	−0.3
体重kg	56.0	55.5	−0.5	46.9	45.8	−1.1
肥満度（%）	0.9	−0.5	−1.4	−0.2	−2.1	−1.9
ヘソ上3cm	75.5	70.7	−4.8	72.5	68.7	−3.8
ヘソ下3cm	83.1	80.3	−2.8	79.7	75.1	−4.6
ヘソ	80.3	76.9	−3.4	76.6	70.7	−5.9
内臓脂肪の蓄積 cal	81.1	60.4	−20.7	101.8	47.6	−54.2
皮下脂肪の蓄積 cal	179.5	166.0	−13.5	152.2	107.0	−45.2
全体脂肪の蓄積 cal	260.6	226.5	−34.1	254.0	154.6	−99.4

他の
違反事例

■出身校・経歴

実際の経歴と異なっている

■技能及び施術、治療やサービスの方法や内容

HPの内容と実際の施術内容が異なっているなど

■打ち消し表示

「※施術効果には個人差があります」などの記載がない、スマホだと文字が小さすぎて認識できないなど

違反しないためのポイント

1）過去の違反事例と同じ表現をしていないか

2）表示する内容が事実に基づいたものであり「客観的な」根拠があるか

・資料が客観的に実証されたもの

・表示された効果・性能と資料によって実証された内容が適切に対応していること

治療院の広告において使えない文字の具体例①

■大前提として医業と間違える可能性がある表現はNG

■治療院＝医業類似行為（医師の判断が不要な行為）

1）医師であるかの表現
「ドクター」「○○医師」「○○院長」

※「○○院長」は△な表現
（屋号が「○○院」であればOKな場合が多い）
※医師法にも関わり、医師でないものが医療行為をするのはNG

治療院の広告において使えない文字の具体例②

2）医療機関をイメージさせる単語
「治」「診」「院」「患」はNG

※患者⇒「お客様」に記載を変える

3）病名の表記
（医療機関でないと治療できないもの）
がん、ヘルニア、リウマチ、神経通、
○○症、○○病、○○障害など

※特に「がん」は100%NG
（行政の対応がかなり厳しい）

治療院＝医業類似行為について

・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律（あはき師）
　⇒この法律以外をまとめて「療術」

※エステでマッサージとは書けない
（マッサージなどを仕事とする人は、養成機関で3年以上学んだ後、国家試験に合格して得る免許が必要）

法で認められた医業類似行為	法に基づかない医業類似行為
1. あん摩マッサージ指圧師 2. はり師 3. きゅう師 4. 柔道整復師	1. カイロプラクティック 2. 整体、骨盤矯正 3. 気功 4. 温熱・電気・光線 5. その他

まとめ

1. 過去事例と同様な表現をすると指摘されやすいので要チェック
2. 誤認されるような表現をしない
3. 効果をアピールする場合は、具体的な根拠を記載すること
4. 治療院が広告で利用できない文字は把握しておきましょう
5. 治療院に対する明確な規則はないが、今後規則が追加されるかもしれないので動向には注意が必要です。